

薬学研究科・薬学専攻の学位論文審査基準

【博士論文(課程修了)】

1. 審査体制

博士論文の審査では、近畿大学学位規程第 15 条(博士論文の審査)に従って、博士課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科の博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

なお、原則として博士論文を提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。

2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 14 条(博士論文の提出)の要件を満たすものとする。

3. 評価項目

近畿大学学位規程第 17 条(博士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

(1) 研究のテーマと背景の適切性: 薬学あるいは関連領域での学術的または社会的な意義と重要性を有すると認められ、独創的で明確なテーマが設定されていること。

(2) 研究の方法の明確性: 研究遂行のために用いた方法が、他の研究者が実施しても再現できるように詳細かつ適切に記載されていること。

(3) 研究の結果の信頼性・論理性: 研究で得られたデータが客観的かつ正確に記載されており、問題の設定から結論にいたる論理の展開が結果に基づいて行われていること。

(4) 考察と結論の新規性・発展性: 導き出された論旨や結論が当該分野において新規性および発展性を持っていること。

(5) 論文の構成と参考論文の適切性: 論文の形式および体裁が整っており、参考論文の内容を正しく理解し、適切に引用していること。

4. 評価方法と判定

(1) 全ての審査委員が、別表の学位論文評価基準表Aに基づいて各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)20%、(2)20%、(3)20%、(4)20%、(5)20%)を、1～5 点で評価する。

(2) 当該博士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 16 条(最終試験)及び近畿大学学位規程第 19 条(合否の決定)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数が平均点 15 点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、近畿大学学位規程第 19 条(合否の決定)に則って、学位論文の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 20 条(学位の授与)に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

【博士論文(論文提出)】

1. 審査体制

博士論文の審査では、近畿大学学位規程第 15 条(博士論文の審査)に従って、博士課程担当の指導教員のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科博士課程もしくは博士後期課程担当の指導教員、他大学大学院博士課程もしくは博士後期課程担当の指導教員を含む)を副主査として加えることができる。

2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 22 条(学位申請手続)の要件を満たすものとする。

3. 評価項目

近畿大学学位規程第 17 条(博士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

(1) 研究のテーマと背景の適切性:薬学あるいは関連領域での学術的または社会的な意義と重要性を有すると認められ、独創的で明確なテーマが設定されていること。

(2) 研究の方法の明確性:研究遂行のために用いた方法が、他の研究者が実施しても再現できるように詳細かつ適切に記載されていること。

(3) 研究の結果の信頼性・論理性:研究で得られたデータが客観的かつ正確に記載されており、問題の設定から結論にいたる論理の展開が結果に基づいて行われていること。

(4) 考察と結論の新規性・発展性:導き出された論旨や結論が当該分野において新規性および発展性を持っていること。

(5) 論文の構成と参考論文の適切性:論文の形式および体裁が整っており、参考論文の内容を正しく理解し、適切に引用していること。

4. 評価方法と判定

(1) 全ての審査委員が、別表の学位論文評価基準表Aに基づいて各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)20%、(2)20%、(3)20%、(4)20%、(5)20%)を、1～5 点で評価する。

(2) 当該博士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 25 条(学力の確認)及び近畿大学学位規程第 27 条(博士論文の審査方法)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数が平均点 15 点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、近畿大学学位規程第 27 条(博士論文の審査方法)に則って、学位論文の審査と最終試験の可否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 21 条(論文提出による学位の授与)に従って、研究科委員会は、可否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の可否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

[学位論文評価基準表(博士課程)]

評価項目/点数	5点	3点	1点
(1) 研究のテーマと背景の適切性	薬学あるいは関連領域での学術的または社会的な意義と重要性を有しており、かつ独創性の高い課題(テーマ)の設定がなされている。また、設定したテーマを実証するための適切な調査項目が的確に記載されている。	薬学あるいは関連領域での学術的または社会的な意義と重要性を有した課題(テーマ)の設定がなされている。また、設定したテーマが実証可能な調査項目が記載されている。	薬学あるいは関連領域での学術的または社会的な意義を有した課題(テーマ)の設定がなされている。しかし、設定したテーマを実証するための調査項目が分かりにくい。
(2) 研究の方法の明確性	研究遂行のために適切な方法を選択し、個々の課題(テーマ)を実証するための測定・解析条件が複数のエビデンスに基づいて設定されている。また、他の研究者が実施しても容易に再現できるように記載されている。	研究遂行に沿った方法を選択し、個々の課題(テーマ)を実証するための測定・解析条件もエビデンスに基づき設定されている。また、他の研究者が実施しても再現できるように記載されている。	研究が遂行可能な方法が選択されているが、簡単な分析手法しか示されていない。また、他の研究者が実施した際、再現することが困難である。
(3) 研究の結果の信頼性・論理性	実験データや調査などについて適切な整理と解析が行われており、図表を有効利用して組織的かつ正確にまとめられている。また、得られた結果を多角的な観点から検証することで、論理的な解釈が行われている。	実験データや調査などについて整理と解析が行われており、図表を利用して正確にまとめられている。また、得られた結果に沿った解釈が行われている。	実験データや調査などについての測定結果や解析が記載されているのみである。また、それぞれの結果が関連づけてまとめられていない。
(4) 考察と結論の新	研究の結果を正しく	研究の結果および関	研究の結果について

規性・発展性	理解し、関連する専門知識に基づいた上で、問題の設定から結論にいたる展開が適切に考察されている。また、独自の仮説のもと、論旨や結論を正確に説明し、本研究で得られた新規性および発展性が当該分野において有意義であることが明確に記載されている。	連する知識に基づき、問題の設定から結論にいたる展開が考察されている。また、独自の仮説のもと、論旨や結論を説明し、当該分野における新規性および発展性が記載されている。	の解釈が不十分であり、問題の設定から結論にいたる展開が十分に考察されていない。また、論旨や結論の説明が論理的ではなく、当該分野における新規性および発展性も乏しい。
(5) 論文の構成と参考論文の適切性	研究の展開が正しく記載されており、形式および体裁が整っている。また、論文の各項目において、適切な箇所に研究内容に関連する参考図書や参考文献が内容を正しく理解した上で引用されている。	研究の展開、形式および体裁が論文の形態を保っている。また、論文の各項目において、研究内容に関わる参考図書や参考文献が引用されている。	研究の展開、形式および体裁に不備がみられる。また、論文の各項目において、参考図書や参考文献が正確に引用されていない。

※2, 4点: 下位の基準を満たしているが、上位の基準を満たしていない場合につける。